

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

| 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策)   | その他 | 管理コード    | 制度の所管官庁  | 項目                              | 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 要望事項補助番号 | 要望主体名     | 要望事項番号 | 要望事項(事項名)                       | 具体的要望内容  | 具体的事業の実施内容 | 要望理由  | その他(特記事項) |
|-------|-------|-------|-------|--|-----|----------|----------|---------------------------------|--------|----------|----------|-----------|--------|---------------------------------|--|------------|---|-----------|
| -     | -     | -     | -     | <p>郵政民営化については、「郵政民営化の基本方針」が去る9月10日に閣議決定されたところ。今後、本基本方針に基づき、更に詳細な制度設計を行い、基本的な法案及び主要な関連法案を2005年の通常国会に提出することとしている。</p> <p>今回の郵政民営化に当たっては、基本的視点の一つとして「民間とのイコールフットイングの確保」を挙げ、公平な競争条件の確保に充分配慮して進めることとしている。</p> <p>「基本方針」においては、最終的な民営化時点における各事業会社のあり方として、郵便貯金会社の業務内容について、「民間金融機関と同様に、銀行法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行う」とことされ、郵便保険会社の業務の内容について、「民間生命保険会社と同様に、保険業法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行う」とことされている。</p> <p>また、「移行期における両社のあり方については、銀行法、保険業法等の特例法を時限立法で制定し、対応することとされている。</p> <p>郵便事業会社については、「基本方針」において、最終的な民営化時点においても「引き続き郵便のユニバーサルサービスの提供義務を課す」とされており、一般の会社とは別の規律を受ける必要があることに留意する必要がある。</p> <p>いずれにせよ、新会社の具体的な監督構造については、今後の詳細な制度設計の中で検討してまいりたい。</p> |     | z2100001 | 内閣官房(郵政) | 同一の監督体系の適用、郵便サービスに関する独立規制当局の設置等 | 5120   | 51200029 | 11       | 欧州委員会(EU) | 29     | 同一の監督体系の適用、郵便サービスに関する独立規制当局の設置等 | 1. 公正な競争の場を作るために、同一の監督体系が新会社と民間事業者に適用されるということを日本政府は保証すべきである。総務省から分離した、郵便サービスに関する独立規制当局の設置が必要である。加えて、参入が自由化されている分野においては、日本郵政公社によるユニバーサルサービスを確保する上で必要となること以上に、新規参入者に義務を負わせるべきでない。独立した規制当局が相互補助を妨げ、透明な市場参入制度を確保するために、異なる事業活動に対してそれぞれの会計を分離することが必要である。 |            | 「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部)<br>2.4郵便サービス - 日本郵政公社による。 |           |
| -     | -     | -     | -     | <p>「郵政民営化の基本方針」においては、基本的視点として「最終的な民営化においては、民間企業として自由な経営を可能とする」とされている一方、「民間企業と競争条件を対等にすることとされている。</p> <p>今後、経営の自由度の拡大と民間とのイコールフットイングの確保のバランスを勘案しつつ、制度設計を行うこととしている。</p>  |     | z2100002 | 内閣官房(郵政) | 簡保の移行期間中等における新商品分野への進出について      | 5120   | 51200030 | 11       | 欧州委員会(EU) | 30     | 簡保の移行期間中等における新商品分野への進出について      | 2a. 昨年の規制改革対話協議の最中に、生命保険分野の新商品を導入する簡保の申請が認められたことをEUは遺憾に思う。この認可により、いわゆる終身保険に関して、初めて民間の中核商品と競争する状況が発生した。簡保は、移行期間中、ならびに法的および規制上の公正な条件が整うまでは、その特権的地位を利用して新商品分野に進出することが許されべきではない。   |            | 「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部)<br>2.4郵便サービス - 日本郵政公社による。 |           |
| -     | -     | -     | -     | <p>「郵政民営化の基本方針」においては、最終的な民営化時点における各事業会社のあり方として郵便貯金会社の業務内容について、「民間金融機関と同様に、銀行法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行う」とことされ、郵便保険会社の業務の内容について、「民間生命保険会社と同様に、保険業法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行う」とことされている。</p> <p>また、「移行期における両社のあり方については、銀行法、保険業法等の特例法を時限立法で制定し、対応することとされている。</p> <p>今後、「郵政民営化の基本方針」を踏まえ、詳細な制度設計を行うこととしている。</p>   |     | z2100003 | 内閣官房(郵政) | 民間部門と同一の監督体系ならびに法的および規制要件の適用    | 5120   | 51200031 | 11       | 欧州委員会(EU) | 31     | 民間部門と同一の監督体系ならびに法的および規制要件の適用    | 2b. 公正な競争の場を確保するために、新会社は、民間部門と同一の監督体系ならびに法的および規制要件に従うべきである。  |            | 「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部)<br>2.4郵便サービス - 日本郵政公社による。 |           |

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

| 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策)   | その他 | 管理コード    | 制度の所管官庁     | 項目                      | 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 要望事項補助番号 | 要望主体名     | 要望事項番号 | 要望事項(事項名)               | 具体的要望内容  | 具体的事業の実施内容 | 要望理由  | その他(特記事項) |
|-------|-------|-------|-------|--|-----|----------|-------------|-------------------------|--------|----------|----------|-----------|--------|-------------------------|--|------------|---|-----------|
| -     | -     | -     | -     | <p>「郵政民営化の基本方針」においては、基本的視点として事業間の損益の明確化と事業間のリスク遮断の徹底を図るため、各機能が市場で自立できるようにし、その点が確認できるよう事業毎の損益を明確化する」とともに「金融システムの安定性の観点から、他事業における経営上の困難が金融部門に波及しないようにするなど、事業間のリスク遮断を徹底する」こととされている。</p> <p>また、公社承継法人と郵便貯金会社及び郵便保険会社との関係については、郵貯・簡保の既契約を引継ぎ、履行するため、それぞれの旧契約とそれに見合う資産(公社勘定)を保有する法人として公社承継法人を設立する</p> <p>公社勘定に関する実際の業務は郵便貯金会社及び郵便保険会社に委託し、それぞれ新契約分を一括して運用する</p> <p>公社勘定から生じた損益は、新会社に帰属させることとされている。</p> <p>また、民営化後、郵政民営化推進本部の下に、有識者からなる監視組織を設置し、監視組織は、</p> <p>民営化後3年ごとに、国際的な金融市場の動向等を見極めながら民営化の進捗状況や経営形態のあり方をレビューする</p> <p>許認可を含む経営上の重要事項について意見を述べる</p> <p>監視組織の意見に基づき本部長は所要の措置をとることとされている。</p> <p>今後、「郵政民営化の基本方針」を踏まえ、詳細な制度設計を行うこととしている。</p> |     | z2100004 | 内閣官房(郵政)    | 相互補助の禁止                 | 5120   | 51200032 | 11       | 欧州委員会(EU) | 32     | 相互補助の禁止                 | 2c. 相互補助ができないようにすべきであり、新会社は、公社承継法人との緊密な組織上のつながりから生じる金銭的あるいはその他の便益を受ける立場にあってはならない。この原則に對するいかなる違反に關しても、監督当局による独立した調査、および透明かつ公開の抗議手続きによって、すべての利害関係者が抗議する可能性が与えられるべきである。 |            | 「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.4郵便サービス-日本郵政公社による。  |           |
|       |       | d     |       | <p>民間部門に最大限の柔軟性を与え、イノベーションを奨励するためには、一般論を言えば、法令の制定において、技術的中立性を確保することは重要であると認識している。</p> <p>今後とも、原則として技術的な中立に配慮し政策を展開するよう努めて参りたい。</p>   |     | z2100005 | 内閣官房(IT担当室) | IT分野:重点計画2004における技術的中立性 | 5122   | 51220018 | 11       | 米国        | 18     | IT分野:重点計画2004における技術的中立性 | 民間部門に最大限の柔軟性を与え、イノベーションを奨励するために、中央および地方政府でのIT活用やIT戦略の国際的連携といった政策を含む重点計画2004を実施するにあたり、新しく制定される法、政省令、ガイドラインが過度に特定技術を推進、又は、強制しないこと(技術的中立性)を確保する。                        |            | 「e-Japan重点計画 2004」(重点計画2004)は電子商取引の促進が日本の優先課題であることを明らかにしている。日本は、民間および公的部門での手続のオンライン化に向けて大幅な前進を図ったが、法的あるいはその他の規制障壁のため、ITの潜在力をいまだ十二分に活用できていない。重点計画 2004は、構造改革の推進が、日本経済の健全性を取り戻すための一つの鍵であり、e-Japan戦略IIの重要な柱であることを確認すると同時に、政府が自由かつ公正な競争の促進を通して民間部門を適切に支援すべきことを明確にしている。こうした政策と目標にそって、日本政府が以下の措置を講ずることを米国は要請する。 |           |
|       |       | d     |       | <p>日本政府は、電子商取引促進のために各種法規制の改定およびルールの整備等の施策を推進してきたところであり、「自由かつ公正な競争の促進、規制の見直し等の市場が円滑に機能するような環境整備」や「民間の活力が十分に発揮するための環境整備」を掲げ、民間を支援するための取り組みを行っているところ。</p> <p>電子商取引は本質的に世界規模で展開される性格を有しており、国際慣習との調和をはかりつつ、ルールを整備することが、その円滑な利用、普及のためには必要であると認識しており、今後の法整備等についても、これまで同様、過度に規制したり、電子商取引を阻害したりすることのないよう、また国際慣習との調和をはかりつつ、対応して参りたい。</p>   |     | z2100006 | 内閣官房(IT担当室) | IT分野:民間自主規制の原則の確保       | 5122   | 51220019 | 11       | 米国        | 19     | IT分野:民間自主規制の原則の確保       | 重点計画 2004に盛り込まれた電子商取引に関する施策を実施するにあたり新たに制定される法、政省令、ガイドラインの内容が国際的慣行に整合し、民間自主規制の原則に則ることを確保する。   |            | 「e-Japan重点計画 2004」(重点計画2004)は電子商取引の促進が日本の優先課題であることを明らかにしている。日本は、民間および公的部門での手続のオンライン化に向けて大幅な前進を図ったが、法的あるいはその他の規制障壁のため、ITの潜在力をいまだ十二分に活用できていない。重点計画 2004は、構造改革の推進が、日本経済の健全性を取り戻すための一つの鍵であり、e-Japan戦略IIの重要な柱であることを確認すると同時に、政府が自由かつ公正な競争の促進を通して民間部門を適切に支援すべきことを明確にしている。こうした政策と目標にそって、日本政府が以下の措置を講ずることを米国は要請する。 |           |

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

| 該当法令等         | 制度の現状  | 措置の分類 | 措置の内容                 | 措置の概要(対応策)   | その他 | 管理コード    | 制度の所管官庁     | 項目                       | 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 要望事項補助番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望事項(事項名)                | 具体的要望内容   | 具体的事業の実施内容 | 要望理由   | その他(特記事項) |
|---------------|--|-------|-----------------------|--|-----|----------|-------------|--------------------------|--------|----------|----------|-------|--------|--------------------------|---|------------|--|-----------|
|               | 民間事業者等の文書保存について、多数の法令において書面での保存が義務付けられている。   | d     |                       | 民間事業者等に対して書面の保存等が法令上義務付けられている場合に原則として電子保存を行うことを可能にする「e-文書法」は、すでに第161回臨時国会において成立したところ。<br>なお、本法律により電子保存が可能になる文書の範囲及びその保存方法等は各制度を所管する主務大臣が策定する主務省令に定めることとなるが、政府全体としても、各府省の主務省令の規定内容の整合を図るなどの一体的な取組を推進するとともに、IT戦略本部を中心に、各府省の主務省令策定作業の進捗状況の管理などを行う。<br>また、本法律により電子保存が可能になる文書の範囲及びその保存方法等については、制度を所管する各府省及び内閣官房が自主的にインターネットを通じて国民への周知を図るとともに、各府省は必要に応じ省令を策定する段階においてもパブリックコメント等適切な手続を踏んでまいりたい。   |     | z2100007 | 内閣官房(IT担当室) | IT分野:e-文書法について           | 5122   | 51220020 | 11       | 米国    | 20     | IT分野:e-文書法について           | e-文書法案およびその実施規則を成立させ、医療サービスを含む多分野における文書の電子保存やデータの電子的交換に関する柔軟な法的枠組みを構築する。米国は、日本政府が継続して下記の措置を講ずることを提言する。<br>e-文書法に関連して関係府省が規制やガイドラインを作成するにあたり、それらが統一性のある形で作成され実施される。<br>最低30日間のパブリックコメント期間を設け、提出された意見を真摯に検討し、それらを最終的に実施される措置に適切に反映させることで、透明性を確保し民間のインプットを活用する。  |            | 「e-Japan重点計画 2004」(重点計画2004)は電子商取引の促進が日本の優先課題であることを明らかにしている。日本は、民間および公的部門での手続のオンライン化に向けて大幅な前進を図ったが、法的あるいはその他の規制障壁のため、ITの潜在力をいまだ十二分に活用できていない。重点計画2004は、構造改革の推進が、日本経済の健全性を取り戻すための一つの鍵であり、e-Japan戦略IIの重要な柱であることを確認すると同時に、政府が自由かつ公正な競争の促進を通して民間部門を適切に支援すべきことを明確にしている。こうした政策と目標にそって、日本政府が以下の措置を講ずることを米国は要請する。 |           |
|               |  | d     |                       | IT政策の推進は政府の重要課題であり、府省の縦割りを排し、連携を一層強化して取り組んでいくことが求められている。また、IT政策の推進において、規制改革の推進の分野は重要な役割を担っていること認識している。<br>IT規制改革の推進の分野については、重要政策の策定に際しては、規制改革・民間開放推進会議及び同本部と緊密な連携を行っているところである。<br>IT戦略本部、評価専門調査会の委員任命に際しては、中立性と透明性を確保することは勿論のこと、性別や社会的属性にとらわれず、グローバル化するIT社会に対応した幅広い知見から助言ができる専門家を任命している。<br>また、「e-Japan戦略」、「e-Japan戦略」、「e-Japan重点計画2004」等の重要政策の策定に際しては、民間部門等から幅広く意見を頂戴しているところ。<br>IT戦略本部は政府全体のIT戦略を策定し、関係府省との調整を行うとともに、効果的なIT政策の進展を促すための手段を講じているところ。<br>具体的には、関係府省の官房長級で構成されるIT関連省庁連絡会議や個別の重要施策について関係省庁連絡会議等を設置し、関係府省との緊密な連携を図っているところである。<br>以上のこれまでの取組の下、引き続きIT政策を推進して参りたい。 |     | z2100008 | 内閣官房(IT担当室) | IT分野:IT戦略本部の機能の強化        | 5122   | 51220021 | 11       | 米国    | 21     | IT分野:IT戦略本部の機能の強化        | 民間部門の要請に対応した有効かつ協調的IT政策を策定するというIT戦略本部の機能の強化に向けて下記の措置を講ずる。<br>重点計画2004に盛り込まれた改革を推進するにあたり、IT戦略本部は、規制改革・民間開放推進本部および規制改革・民間開放推進会議と緊密に連携を図ることを確保する。<br>IT戦略本部および評価専門調査会への民間の参加を促す。これには、新たに確立されたe-Japan施策や計画の評価制度(PDCAサイクル)において、日本の団体以外の団体からの専門家を含む民間部門の専門家からのインプットを積極的にかつ透明性の高い形で募ることを含む。<br>各府省庁がIT政策を体系的、協調的、包括的に実施することを促すため(関係府省庁の)IT連絡会議が十分な資源を有することを確保する。 |            | 「e-Japan重点計画 2004」(重点計画2004)は電子商取引の促進が日本の優先課題であることを明らかにしている。日本は、民間および公的部門での手続のオンライン化に向けて大幅な前進を図ったが、法的あるいはその他の規制障壁のため、ITの潜在力をいまだ十二分に活用できていない。重点計画2004は、構造改革の推進が、日本経済の健全性を取り戻すための一つの鍵であり、e-Japan戦略IIの重要な柱であることを確認すると同時に、政府が自由かつ公正な競争の促進を通して民間部門を適切に支援すべきことを明確にしている。こうした政策と目標にそって、日本政府が以下の措置を講ずることを米国は要請する。 |           |
| 知的財産基本法、著作権法等 | (著作権法関連)<br>著作物の違法複製等の著作権侵害に対して、三年以下の懲役又は、個人の場合は三百万円以下、法人の場合は一億円以下の罰金に処する旨規定されている。<br>(知的財産推進計画関連)<br>知的財産戦略本部において、本年5月に昨年度の計画の改訂版となる「知的財産推進計画2004」を決定した。<br>この推進計画2004では、模倣品・海賊版の外国市場対策や水際及び国内での取締りに監視、関係府省が一体となって対策に取り組むよう、経済産業省を一元的な相談窓口とするとともに、本年度においてできるだけ速やかに、模倣品・海賊版対策に関する総合的な連携を図るため、関係府省局長会議(仮称)を設置することとされた。<br>これを受けて、本年7月に「模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議(局長級)」を開催し、同8月に経済産業省に「模倣品・海賊版対策総合窓口」を開設したところ。 | d     | 各府省等が必要に応じて対応することとなる。 |  |     | z2100009 | 内閣官房(知財)    | 知的財産権保護の強化:デジタル・コンテンツの保護 | 5122   | 51220024 | 11       | 米国    | 24     | 知的財産権保護の強化:デジタル・コンテンツの保護 | 以下の措置によって、デジタル・コンテンツの保護を強化し、オンライン上の著作権侵害を防ぐため日本政府が達成してきたことをさらに積み重ねていく。<br>政府の効果的監視・すべての政府機関および公的機関が、不正複写、海賊版を入手可能な状態および送信、あるいは、政府支援のIT資源上におけるその他の侵害行為を効果的に防止し罰ずることを確保する措置を取る。   |            | 日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画において知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立ちとうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。  |           |

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

| 該当法令等  | 制度の現状   | 措置の分類 | 措置の内容             | 措置の概要(対応策)  | その他  | 管理コード    | 制度の所管官庁        | 項目                             | 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 要望事項補助番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望事項(事項名)                      | 具体的要望内容  | 具体的事業の実施内容 | 要望理由   | その他(特記事項) |
|--|---|-------|-------------------|---|--|----------|----------------|--------------------------------|--------|----------|----------|-------|--------|--------------------------------|--|------------|--|-----------|
| 知的財産基本法  | 2002年12月に成立した知的財産基本法が2003年3月に施行されたのを受けて知的財産戦略本部が設置された。知的財産本部は同年7月に「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」を決定。10月からは「医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会」「権利保護基盤の強化に関する専門調査会」「コンテンツ専門調査会」を設置して具体的な課題の検討及び取りまとめを行っている。2004年5月には推進計画の改訂版となる「知的財産推進計画2004」が決定された。 | d     |                   | <p>昨年秋より設置された専門調査会、本年5月に知財本部で決定された知的財産推進計画2004の策定段階においても、閣議決定されている一般的なルールに従って、適切なパブリックコメント期間を設けてきたことである。今後も計画内容の立案にあたっては当該ルールに従い、適切なパブリックコメント期間を設けることとなる。</p> <p>我が国は、WTO(世界貿易機構)、WPO(世界知的財産権機関)加盟国として、今後とも国際的なルールに則った形で知的財産政策を実施することとなる。</p> <p>専門調査会の委員は、知的財産戦略の推進に関し学識経験を有するものうちから、内閣総理大臣が任命することとなり、正当な手続を経て任命された者で構成されている。知的財産戦略本部の下に設置された専門調査会には日系以外の機関からの専門家は委員として任命されなかったが、専門調査会が必要であると認められる場合には参考人を招いて意見を聞くことができることとされており、本年2月の権利保護基盤の強化に関する専門調査会ではユニオン・デヴァプリカン参考人として招致した。今後も必要な場合には日系以外の機関からも意見をうかがうこととなる。</p> <p>知的財産戦略本部は推進計画の作成及び実施の推進を行うほか、重要な課題の推進並びに国会議員に関する事務をつかさどる(知的財産基本法第25条第1項1号及び2号)とされている。また、少なくとも毎年度一回、推進計画に検討を加え、必要があると認められるときにはこれを変更しなければならない(知的財産基本法第26条第6項)とされており、施策実行の調整メカニズムは確保されている。当事務局へのリソース配分についても前年度で申し上げたとおり、約30名の体制を維持している。</p> |  | z2100010 | 内閣官房(知財)       | 知的財産権保護の強化:知的財産推進計画および知的財産政策   | 5122   | 51220027 | 11       | 米国    | 27     | 知的財産権保護の強化:知的財産推進計画および知的財産政策   | <p>知的財産戦略本部は「知的財産推進計画2004」を2004年5月27日に発表した。同推進計画およびその他の知的財産政策の実施にあたり、知的財産戦略本部および日本政府が以下の措置を取ることを米国は提言する。</p> <p>知的財産推進計画、「知的財産政策大綱」の政策目標およびその他の知的財産関係措置を実施するために準備されるいかなる政令、省令、通告、指針等も、パブリックコメントの対象とする。最低30日間のパブリックコメント期間を設け、提出された意見が真摯に検討され、最終的に実施される措置や行動に適切に反映されることを確保する。</p> <p>措置および政策目標の実施において、国際的義務や標準、そして規範を遵守する。</p> <p>政令第45号に基づき重要な知的財産政策案件を検討し議論するための「専門調査会」に、日本の団体以外の団体からの専門家を求める。</p> <p>関係府省庁が措置を講ずるにあたり、それらの措置がうまく管理され調和の取れた形で実施されるよう、知的財産戦略本部に必要な資源、サポート、調整メカニズムを提供する。</p>   |            | 日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米園は日本が以下の措置を取ることを提言する。   |           |
| 日米規制改革及び競争政策イニシアティブ<br>該法令=なし、「成長のための日米経済パートナーシップ」(2001年6月30日の小泉総理とブッシュ大統領との会談で立ち上げ)の下にある6つの対話の一つ。<br>知的財産新計画2004<br>該法令=知的財産基本法<br>欧米との連携を強化する<br>2004年度から、侵害発生国・地域への働きかけを有効に行うため、首脳間、閣僚間をはじめとする日米、日・EU間の定期協議や個別協議などを積極的に活用し、侵害発生国・地域に対し共同で取り組むよう、米国、EU・欧州各国との連携を深める。 | 日米規制改革及び競争政策イニシアティブ<br>12月7,8日に第一回情報技術作業部会(課長級)が行われ、海賊版対策について意見を交換。なお、作業部会は年2回実施される予定であり、日米次官級による協議を経て、年1回日米両首脳に報告書を提出。<br>アジアにおける知的財産権のエンフォースメントに関する事務レベルの日米情報交換会を開催(2004年11月)   | b     | 不明、日米で合意する協力形態次第。 | <p>日米規制改革及び競争政策イニシアティブ<br/>当面(次回の首脳への報告書提出まで)、日米で具体的な協力方法を議論。<br/>その他知財協力の枠組みについて米国当局と検討を進める</p>  | 本件は政府間協力に係るものであり、措置の実施時期・形態は日本政府のみで検討・決定できるものではない。 | z2100011 | 内閣官房(知財)、外務省   | 知的財産権保護の強化:知的財産権保護の強化に向けた日米の連携 | 5122   | 51220028 | 11       | 米国    | 28     | 知的財産権保護の強化:知的財産権保護の強化に向けた日米の連携 | 世界、特に、アジアにおける知的財産権の一層の保護を促すため、二国間、地域内、多国間協議の場において米国と連携する。  |            | 日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米園は日本が以下の措置を取ることを提言する。   |           |
| -  | -   | -     | -                 | <p>日本の情報セキュリティ政策に関し、安全基準については、内閣官房を中心に中央政府の情報システムを対象とし、単一の統一された安全基準の策定作業を行っており、策定の方針を今年7月に政府内で決定した。基準の基本的方向は、コンピュータシステムの基準だけでなく、取り扱う情報、取引人間も含めて情報のライフサイクルを見渡したものにするとする。なお、同基準の適用対象システムには、国防、治安、外交等安全保障に関連する機密システムが含まれる可能性もある。基準で使用する個別の技術については、国際標準、日本の標準、その他広(合意されたもの)について採用を検討するのは当然なことであり、非関税障壁を設けるようなことは考えていない。</p> <p>また、必ずしもベスト・プラクティスに限定されたものではないが、基準策定には民間部門出身の専門家の参画を得ており、その高い知見を活用できる体制を整えている。現在もこの策定作業は継続中である。また当該基準に基づき中央府庁の情報システムの監査を内閣官房で今後実施していくことになる。パブリックコメントについては、幅広い視点の代表者から知見を広く集めることは有益とされており、外部の知見を活用する一つの有効な方法であると考え、国家安全保障に直結する機密システムに求められる安全基準について、外部の知見を求めることが適切な方法であるとは考えていない。いずれにせよ、パブリックコメントの活用については、今後具体化する同基準の内容を踏まえて、検討していくこととしたい。</p>  |  | z2100013 | 内閣官房(情報セキュリティ) | 官民による電子商取引の利用の促進:ネットワーク・セキュリティ | 5122   | 51220031 | 11       | 米国    | 31     | 官民による電子商取引の利用の促進:ネットワーク・セキュリティ | <p>2004年2月に発表されたe-Japan戦略II(加速化)パッケージおよびe-Japan重点計画2004は、日本政府が多種多様な措置を通じて、政府内および民間部門における情報セキュリティ政策を強化することを提言している。米国は、この分野における日本の取組みを引き続き支持するとともに、日本政府が全ての利害関係者がこれらの取組みに参加するよう奨励することを提言する。2003年9月9日のグローバル・サイバー・セキュリティの促進に関する日米共同声明(2003年共同声明)は、重要インフラの大半が民間部門によって所有されていることに鑑み、官民の協力が特に重要であることを確認した。</p> <p>日本政府は、現在、中央政府システムに関するネットワーク・セキュリティ基準を策定している。これらの基準を策定するにあたり、米国は日本に下記の事項を要請する。1) 基準を民間部門と協力し策定することで、民間部門の自発的遵守を促し、政府と同様な基準と指針を採用する確率を高める。2) 透明性が低い形で、基準を策定し実施する。(国内外の)すべての利害関係者が意味あるパブリックコメント過程に参加できるよう基準草案を最低30日間のパブリックコメントに付すことを確保する。日本政府は提出された全ての意見を考慮し、最終決定事項に反映させる。3) 会府府庁を通じて基準に一貫性があることを確保する。2003年共同声明の中で、日本政府は、国家のサイバーセキュリティ政策や計画が中央集権化された機構によって策定される重要性を確認した。府省庁間における一貫性を確保するために、日本政府は内閣官房の情報セキュリティ対策推進室が政府内の連携を促すことを可能とするよう適切な資源をもってサポートする。</p> |            | e-Japan戦略IIおよびe-Japan重点計画2004はともに、個人に恩恵をもたらす、高付加価値を生み出す事業活動の促進を目指し、日本経済全体にわたってのITの利活用や電子商取引を促している。インターネットのスピード、利便性、低価格は、国境を超えて行われる電子商取引という国際貿易に有利に働く反面、貿易国家間での一貫した政策や規制の促進を必要とする。プライバシーを保護し、電子商取引のための裁判外の紛争解決手続(ADR)を推進し、ネットワーク・セキュリティを向上させ、スパムを取り締まるといった公的部門における政策は、日本におけるITの利活用の拡大に貢献し、国内外での電子商取引を促進する。これらの政策は、民間部門のリーダーシップや自主規制メカニズムの原則に重点を置き、国際的慣行と整合すべきである。 |           |

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

| 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策)  | その他 | 管理コード    | 制度の所管官庁        | 項目                              | 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 要望事項補助番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望事項(事項名)                       | 具体的要望内容  | 具体的事業の実施内容  | 要望理由  | その他(特記事項) |
|-------|-------|-------|-------|---|-----|----------|----------------|---------------------------------|--------|----------|----------|-------|--------|---------------------------------|--|---|---|-----------|
|       |       |       |       | 日本の情報セキュリティ政策に関し、安全基準については、内閣官房を中心に中央政府の情報システムを対象とし、単一の統一された安全基準の策定作業を行っており、策定の方針を今年7月に政府内で決定した。基準の基本的方向は、コンピュータシステムの基準だけでなく、取り扱う情報、致し人間も含めて情報のライフサイクルを見渡したものにす予定。なお、同基準の適用対象システムには、国防・治安・外交等安全保障に関連する機微なシステムが含まれる可能性もある。基準で使用される個別の技術については、国際標準、日本の標準、その他広(合意されたもの)について採用を検討するのは当然のことであり、非関税障壁を設けるようなことは考えていない。<br>また、必ずしもベストプラクティスに限定されたものではないが、基準策定には民間部門出身の専門家の参画も得ており、その高い知見を活用できる体制を整えている。現在もこの策定作業は継続中である。また当該基準に基づき中央省庁の情報システムの監査を内閣官房で今後実施していくことになる。パブリックコメントについては、幅広い視点の代表者から知見を広く集めることは有益と考慮しており、外部の知見を利活用する一つの有効な方法であると考え、国家安全保障に直結する機微なシステムに求められる安全基準について、外部の知見を求めることが適切な方法であるとは考えていない。いずれにせよ、パブリックコメントの活用については、今後具体化する同基準の内容を踏まえて、検討していくこととしたい。 |     | z2100014 | 内閣官房(情報セキュリティ) | 官民による電子商取引の利用の促進: ネットワーク・セキュリティ | 5122   | 51220031 | 21       | 米国    | 31     | 官民による電子商取引の利用の促進: ネットワーク・セキュリティ | 2004年2月に発表されたe-Japan戦略II(加速化パッケージ)およびe-Japan重点計画2004は、日本政府が多様な措置を講じて、政府内および民間部門における情報セキュリティ政策を強化することを宣言している。米国は、この分野における日本の取組みを引き続き支持するとともに、日本政府が全ての利害関係者がこれらの取組みに参加するよう奨励することを提言する。2003年9月9日のグローバル・サイバー・セキュリティの促進に関する日米共同声明(2003年共同声明)は、重要インフラの大半が民間部門によって所有されていることに鑑み、官民の協力が特に重要であることを確認した。<br>米国政府は日本政府が民間部門のネットワーク・セキュリティ基準の策定を考慮していることを理解している。米国は日本に下記の事項を要望する。<br>1) ネットワーク・セキュリティ基準が民間企業にとり強制力を持つものでないことを確認する。<br>2) 日米両国の共通認識である民間の自主規制の原則に則り、民間企業の一スに沿った最も適切な基準を民間企業自身が自発的に選択することを認める。<br>3) 民間部門と協力し、ネットワーク・セキュリティに関するベストプラクティス(最優良事例)集を作成し広く周知する。<br>4) 国際的な業界標準化団体の標準によって策定された基準の使用を促進し推奨する。 | e-Japan戦略IIおよびe-Japan重点計画2004はともに、個人に恩恵をもたらし、高付加価値を生み出す事業活動の促進を旨とし、日本経済全体にわたってのITの利活用や電子商取引を促している。インターネットのスピード、利便性、低価格は、国境を超えて行われる電子商取引という国際貿易に有利に働く反面、貿易国家間での一貫した政策や規制を必要とする。プライバシーを保護し、電子商取引のための裁判外の紛争解決手続(ADR)を推進し、ネットワーク・セキュリティを向上させ、スパムを取り締まるといった公的部門における政策は、日本におけるITの利活用の拡大に貢献し、国内外での電子商取引を促進する。これらの政策は、民間部門のリーダーシップや自主規制メカニズムの原則に重点を置き、国際的慣行と整合すべきである。 |   |           |
|       |       |       |       |   |     | z2100015 | 内閣官房副長官補       | 情報システムの調達改革促進の追加的措置             | 5122   | 51220034 | 11       | 米国    | 34     | 情報システムの調達改革促進の追加的措置             | 政府の情報システム調達に関するさらなる改革を断行するため、以下の措置を含め、追加的措置を実施する。<br>調達にかかわる落札情報を、透明性が高く、また、誰でも入手できる形で時宜を得て公開する。   |   | 日本政府は、2001年より、電子政府の構築に向け、情報システム調達手続を改革するための具体的な措置を講じてきた。それは、反競争的行為を防止し、高品質な電子政府システムを妥当な価格で調達し、業者間の技術革新や競争を促進し、中央政府の調達における透明性を高め、技術的中立性を確保するといった目標の達成には、これらが行われた。2003年に各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議が決定した電子政府構築計画および重点計画2004においても繰り返し強調されているこれらの目標を米国は支持する。これらの改革が意図する成果を生むことを確実にするため、米国は日本政府に下記の提言をする。 |           |
|       |       |       |       |   |     | z2100016 | 内閣官房副長官補       | 情報システムの調達改革促進の追加的措置             | 5122   | 51220034 | 31       | 米国    | 34     | 情報システムの調達改革促進の追加的措置             | 政府の情報システム調達に関するさらなる改革を断行するため、以下の措置を含め、追加的措置を実施する。<br>調達機関は、適切な場合、(例えば、ハードウェア、ソフトウェア、ソフトウェア開発といったそれらの調達に対し独立した入札採用し、)一括契約を減らすよう努力する。一括契約が必要となる場合、元請負者を決定するために行われる一括入札の反競争的影響を緩和するための措置を講ずる。   |   | 日本政府は、2001年より、電子政府の構築に向け、情報システム調達手続を改革するための具体的な措置を講じてきた。それは、反競争的行為を防止し、高品質な電子政府システムを妥当な価格で調達し、業者間の技術革新や競争を促進し、中央政府の調達における透明性を高め、技術的中立性を確保するといった目標の達成には、これらが行われた。2003年に各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議が決定した電子政府構築計画および重点計画2004においても繰り返し強調されているこれらの目標を米国は支持する。これらの改革が意図する成果を生むことを確実にするため、米国は日本政府に下記の提言をする。 |           |

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

| 該当法令等                     | 制度の現状   | 措置の分類        | 措置の内容  | 措置の概要(対応策)   | その他      | 管理コード    | 制度の所管官庁              | 項目          | 要望管理番号   | 要望事項管理番号 | 要望事項補助番号 | 要望主体名 | 要望事項番号               | 要望事項(事項名)   | 具体的要望内容   | 具体的事業の実施内容   | 要望理由  | その他(特記事項) |
|---------------------------|---|--------------|--------|--|----------|----------|----------------------|-------------|----------|----------|----------|-------|----------------------|---|---|--|---|-----------|
| -                         | -   | -            | -      | -  | -        | z2100017 | 内閣官房(郵政)             | 競争的方法による民営化 | 5122     | 51220109 | 11       | 米国    | 109                  | 競争的方法による民営化   | 日本郵政公社の民営化に関するものを含む民営化を提案または監督業務を課された日本政府の機関に、最も競争的な方法で民営化を進める方法について公取委の意見を求めることを奨励する。                                    |  | 競争は、独禁法の施行行為を通してのみでなく、他の諸官庁による競争規制や処置の採用の支援を通して最も促進できる。日本経済を通して競争の促進を最大にするために、米国は日本に以下のことを要望する。 |           |
| 構造改革特別区域法<br>構造改革特別区域基本方針 | 地方公共団体や民間事業者等から受け付けた提案の検討につき、内閣官房と関係行政機関の調整状況について、本部のホームページにおいて公開することとしている。また、地方公共団体の作成する特区計画を認定する基準は、構造改革特別区域法に基づいて作成される構造改革特別区域基本方針において明確に定められており、基準を満たした場合には認定することとしている。さらに、特区において講じられた規制の特例措置の評価は、構造改革特別区域推進本部に設置された民間事業者、学識経験者等第三者からなる評価委員会において行い、その意見を踏まえて、本部において全国展開に関する決定を行うこととしている。      | d            |        | 左記の「制度の現状」にあるように、特区制度の全プロセスにおいて、十分な透明性をもった取組を行っているところである。<br>構造改革特区制度は、地方公共団体や外国企業を含む民間事業者等の自発的な提案に基づき行うものである。可能な限り幅広い規制について特例措置を講ずることとしており、市場参入機会の拡大に関する提案が提出された場合を含めて、構造改革特別区域推進本部として「実現するかどうか」という観点から、どのような方向で、真摯な検討を加えて参りたい。なお、従来制限されていた医療、教育、農業分野への株式会社参入を認めると市場参入機会の拡大を行っているところである。<br>また、国内外の企業双方が特区内で事業展開することにつき、差別的なアクセス制限は設けず、今後見直す予定はない。<br>特区において講じられた規制の特例措置については、その全国展開を促すことが、我が国全体の経済、社会の活性化に大きく貢献するものと考えている。<br>導入後概ね1年を経過した特例措置は、評価委員会において全国展開のための評価を行うこととしており、本年9月3日には、16年度上半期の評価意見を本部前に提出し、当該意見を踏まえ、9月10日に構造改革特別区域推進本部において、26の特例措置の全国展開等を本部決定したところである。<br>断然なく下半期の評価のための調査が10月から開始されている。<br>今後とも、評価委員会において「特例の問題が生じない」と判断された規制の特例措置については、速やかに全国展開を促すべくまいりたい。<br>政府は、特区の推進に当たっては、定期的に地方自治体、民間事業者等から提案を受け付け、米国企業を含む海外の事業者からの提案も可能である。それらの受け付けた提案については、「受けるかどうか」という方向で検討することとしている。<br>また、特区計画の作成の過程においても、在日海外企業も含めた民間企業は、地方自治体に対し特区計画の策定を進めることとされており(特区法第4条第4項)、政府としても、地方自治体においてそれを十分に踏まえた計画を作成するのが望ましいと考えている。<br>外国関係者への情報提供については、広報の一環として、関係官庁とも連携しつつ、可能な範囲で対応してまいりたい。 | z2100018 | 内閣官房(特区) | 特区により日本中の地域経済活性化について | 5122        | 51220122 | 11       | 米国       | 122   | 特区により日本中の地域経済活性化について | この取り組みが日本中の地域経済活性化を引き続き支援するよう米国は以下のことを提言する。<br>今後特区の取り組み全面において透明性が基盤となること。<br>市場参入機会の拡大に焦点を当て、国内外の企業双方が、特区内で事業展開できるように差別のないアクセスを確保する。<br>構造改革特別区域推進本部は、成功した措置を迅速に全国規模での適用を引き続き優先する。<br>構造改革特別区域推進本部は、米国企業を含む外国企業が特区創設提案の提出、既存の特区への参加、および特区設立に関わるすべての過程に参加するにあたり、引き続き協力する。<br>外国企業の参加を奨励するため現存の特区の全一覧表、ならびに特区申請状況と最新情報を英文でインターネット上で公開する。 | 構造改革特区の設置を通じた日本における規制改革を米国政府は引き続き支援する。2003年4月に最初の特区が認定されて以来、特区の数は合計386まで伸び、2004年8月に閣議決定により26の特例措置が全国展開することとなったことを米国は歓迎する。 |  |   |           |
| 特になし                      | 2001年12月19日、日本国政府は、特殊法人等整理合理化計画を閣議決定した。同計画の実施に際し、2004年10月末までに、日本国政府は、対象163法人のうち133法人の組織形態について、法改正等の所要の措置を講じた。日本国政府は、引き続き特殊法人等の再編及び民営化に取り組んでおり、今後とも透明性を保ちつつこの改革を進めていくこととしている。<br>特殊法人等整理合理化計画の実施状況の評価・監視を行うため日本国政府により設置された民間からの有識者からなる特殊法人等改革推進本部参与会議が、2002年7月の発足以来、32回開催された。その会議資料及び議事要旨は公開されている。 | e: 規制は特に存在せず | 特に必要なし | e: 透明性の確保や意見表明の機会について特に規制は存在しない。<br>2001年12月19日、日本国政府は、特殊法人等整理合理化計画を閣議決定した。同計画の実施に際し、2004年10月末までに、日本国政府は、対象163法人のうち133法人の組織形態について、法改正等の所要の措置を講じた。日本国政府は、引き続き特殊法人等の再編及び民営化に取り組んでおり、今後とも透明性を保ちつつこの改革を進めていくこととしている。<br>特殊法人等整理合理化計画の実施状況の評価・監視を行うため日本国政府により設置された民間からの有識者からなる特殊法人等改革推進本部参与会議が、2002年7月の発足以来、32回開催された。その会議資料及び議事要旨は公開されている。  | 特になし     | z2100019 | 内閣官房(行革)             | 公社・公団の民営化   | 5122     | 51220139 | 11       | 米国    | 139                  | 公社・公団の民営化   | 再編および民営化を透明な形で行なう。<br>改革の影響を受けるか、あるいは受ける可能性のある国内および外国民間会社に対して、パブリックコメント手続の利用等によって意見を述べる有意義な機会が与えられることを確保する。               | 米国は、小泉首相による日本の公社・公団の再編と民営化の取組みに関心をもち続けてきた。米国はさらに、この改革の取組みが積極的に実施された場合、競争を刺激し、資源のより有効な利用につながるなど、日本経済に大きな影響を及ぼす可能性があることを認識している。公社・公団の改革が進行する中で、米国は引き続き日本に対して次のとおり要望する。 |   |           |

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

| 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策)   | その他 | 管理コード    | 制度の所管官庁  | 項目        | 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 要望事項補助番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容   | 具体的事業の実施内容  | 要望理由 | その他(特記事項) |
|-------|-------|-------|-------|--|-----|----------|----------|-----------|--------|----------|----------|-------|--------|-----------|---|---|------|-----------|
| -     | -     | -     | -     | <p>郵政民営化については、去る9月10日に閣議決定された「郵政民営化の基本方針」に基づき行うこととされており、同方針においては、基本的視点として「最終的な民営化においては、民間企業として自由な経営を可能とする」とされている一方、「民間企業と競争条件を対等にすることとされている」。</p> <p>「郵政民営化の基本方針」においては、「イコールフットingの確保」として郵便貯金及び郵便保険の新会社については、「移行期当初から民間企業と同様の法的枠組みに定められた業務を行い、政府保証の廃止、納税義務、預金保険機構ないし生命保険契約者保護機構への加入等の義務を負う」とこととされている。</p> <p>また、「移行期における両社のあり方については、銀行法、保険業法等の特例法を時限立法で制定し、対応することとされている」。</p> <p>今後、「郵政民営化の基本方針」に基づき、経営の自由度の拡大と民間とのイコールフットingの確保のバランスを勘案しつつ、更に詳細な制度設計を行い、法律案を2005年の通常国会に提出することとしている。</p> |     | z2100020 | 内閣官房(郵政) | 郵便保険と郵便貯金 | 5122   | 51220140 | 11       | 米国    | 140    | 郵便保険と郵便貯金 | <p>日本郵政公社の民営化が、経済財政諮問会議の求める民間企業との間の「イコールフットing」を完全に達成し、また日本の保険および銀行分野に公正な競争をもたらすために、米政府は日本政府に以下の方策を取るよう求める。</p> <p>民間企業と完全に同一の競争条件を整備すること。それには次のものを含む。1) 郵便保険と郵便貯金事業に、民間企業と同様の法律、規制、納税条件、責任準備金条件、基準、および規制監督を適用すること。2) 特に郵便保険と郵便貯金事業の政府保有株式の完全売却が完了するまでの間、新規の郵便保険と郵便貯金商品に暗黙の政府保証があるかのような認識が国民に生じないように、十分な方策を取る。3) 新規の郵便保険、郵便貯金および他の関連業務との間の取引がアームズ・レングスであることを保証するため、完全な会計の透明性を含む適切な措置を実施する。また、日本郵政公社の金融事業と非金融事業の間の相互補助の可能性を排除すること。4) 新規の郵便保険と郵便貯金、その市場支配力を行使して競争を歪曲することが無いよう保証するため、独占禁止法の厳格な施行を含む適切な措置を実施する。</p> | <p>日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行なわれなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間競合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国家企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットing」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から(民間企業と)同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。</p> |      |           |
| -     | -     | -     | -     | <p>郵政民営化については、去る9月10日に閣議決定された「郵政民営化の基本方針」に基づき行うこととされており、同方針においては、基本的視点として「最終的な民営化においては、民間企業として自由な経営を可能とする」とされている一方、「民間企業と競争条件を対等にすることとされている」。</p> <p>「郵政民営化の基本方針」においては、「イコールフットingの確保」として郵便貯金及び郵便保険の新会社については、「移行期当初から民間企業と同様の法的枠組みに定められた業務を行い、政府保証の廃止、納税義務、預金保険機構ないし生命保険契約者保護機構への加入等の義務を負う」とこととされている。</p> <p>また、「移行期における両社のあり方については、銀行法、保険業法等の特例法を時限立法で制定し、対応することとされている」。</p> <p>今後、「郵政民営化の基本方針」に基づき、経営の自由度の拡大と民間とのイコールフットingの確保のバランスを勘案しつつ、更に詳細な制度設計を行い、法律案を2005年の通常国会に提出することとしている。</p> |     | z2100021 | 内閣官房(郵政) | 郵便保険と郵便貯金 | 5122   | 51220141 | 11       | 米国    | 141    | 郵便保険と郵便貯金 | <p>新しい貸付業務や郵便保険事業による新規または変更された保険商品の導入、または郵便貯金事業における元金無保証型投資商品の元売りを、(上記で提案したとおり)真に同一の競争条件が整備されるまでは一時停止する。また、同一の競争条件の実現後には、このような商品やサービスがバランス良く導入されることを保証する。</p>   | <p>日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行なわれなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間競合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国家企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットing」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から(民間企業と)同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。</p> |      |           |
| -     | -     | -     | -     | <p>郵政民営化については、去る9月10日に閣議決定された「郵政民営化の基本方針」に基づき行うこととされており、同方針においては、基本的視点として「最終的な民営化においては、民間企業として自由な経営を可能とする」とされている一方、「民間企業と競争条件を対等にすることとされている」。</p> <p>「郵政民営化の基本方針」においては、「イコールフットingの確保」として郵便貯金及び郵便保険の新会社については、「移行期当初から民間企業と同様の法的枠組みに定められた業務を行い、政府保証の廃止、納税義務、預金保険機構ないし生命保険契約者保護機構への加入等の義務を負う」とこととされている。</p> <p>また、「移行期における両社のあり方については、銀行法、保険業法等の特例法を時限立法で制定し、対応することとされている」。</p> <p>今後、「郵政民営化の基本方針」に基づき、経営の自由度の拡大と民間とのイコールフットingの確保のバランスを勘案しつつ、更に詳細な制度設計を行い、法律案を2005年の通常国会に提出することとしている。</p> |     | z2100022 | 内閣官房(郵政) | 郵便保険と郵便貯金 | 5122   | 51220144 | 11       | 米国    | 144    | 郵便保険と郵便貯金 | <p>日本郵政公社の民営化の過程で、郵便保険および郵便貯金事業に新たな優遇が与えられないよう保証する。</p>   | <p>日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行なわれなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間競合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国家企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットing」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から(民間企業と)同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。</p> |      |           |

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

| 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要<br>(対応策)  | その他  | 管理コード    | 制度の<br>所管官庁 | 項目        | 要望<br>管理番号 | 要望事項<br>管理番号 | 要望<br>事項<br>補助<br>番号 | 要望主体名 | 要望<br>事項<br>番号 | 要望事項<br>(事項名) | 具体的<br>要望内容  | 具体的事業の<br>実施内容 | 要望理由  | その他<br>(特記事項) |
|-------|-------|-------|-------|---|--|----------|-------------|-----------|------------|--------------|----------------------|-------|----------------|---------------|--|----------------|---|---------------|
| -     | -     | -     | -     | 郵政民営化については、去る9月10日に閣議決定された「郵政民営化の基本方針」に基づき行うこととされており、同方針においては、基本的視点として「最終的な民営化においては、民間企業として自由な経営を可能とする」とされている一方、「民間企業と競争条件を対等にすることとされている。<br>「郵政民営化の基本方針」においては、「イコールフットingの確保」として郵便貯金及び郵便保険の新会社については、「移行期当初から民間企業と同様の法的枠組みに定められた業務を行い、政府保証の廃止、納税義務、預金保険機構ないし生命保険契約者保護機構への加入等の義務を負う」とこととされている。<br>また、「移行期における両社のあり方については、銀行法、保険業法等の特例法を時限立法で制定し、対応することとされている。<br>今後、「郵政民営化の基本方針」に基づき、経営の自由度の拡大と民間とのイコールフットingの確保のバランスを勘案しつつ、更に詳細な制度設計を行い、法律案を2005年の通常国会に提出することとしている。 |  | z2100023 | 内閣官房(郵政)    | 郵便保険と郵便貯金 | 5122       | 51220145     | 11                   | 米国    | 145            | 郵便保険と郵便貯金     | 郵便保険と郵便貯金事業の民間企業に対する競争の状況を定期的に調査するための独立した委員会を設置し、民営化の過程において一貫して、同一の競争条件の継続を確保することを旨とする。  |                | 日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行なわれなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間総合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国家企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットing」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から（民間企業と）同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米国政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。 |               |
| -     | -     | -     | -     |   | 先方の具体的な要望については、次に続く、51220147～51220149に記載されている。 | z2100024 | 内閣官房(郵政)    | 宅配便サービス   | 5122       | 51220146     | 11                   | 米国    | 146            | 宅配便サービス       | 日本郵政公社と宅配便業者間の公正な競争を促進するため、米国政府は日本国政府に対して、下記の方策を取ることを要望する。   |                | 日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行なわれなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間総合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国家企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットing」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から（民間企業と）同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米国政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。 |               |
| -     | -     | -     | -     | 郵政民営化については、「郵政民営化の基本方針」が去る9月10日に閣議決定されたところであり、今後、「郵政民営化準備室」において、この「基本方針」に基づき、更に詳細な制度設計を行い、法律案を2005年の通常国会に提出することとしている。<br>「郵政民営化の基本方針」は、民間企業との対等な競争条件や民間企業と同様の納税義務等を通じた「民間とのイコールフットingの確保」を郵政民営化に当たっての基本的視点の一つとして掲げる一方、民営化後の郵便事業会社については、「引き続き郵便のユニバーサルサービスの提供義務を課す」とともに、「ユニバーサルサービスの維持のために必要な場合には、優遇措置を設ける」と規定している。<br>今後、郵政事業に対する規制当局とその権限や、郵便のユニバーサルサービスの維持に必要な優遇措置の検討に当たっては、他の民間事業者との公正な競争条件の確保に十分配慮することとしている。  |  | z2100024 | 内閣官房(郵政)    | 宅配便サービス   | 5122       | 51220147     | 11                   | 米国    | 147            | 独立した規制機関      | 日本郵政公社と宅配便業者間の公正な競争を促進するため、米国政府は日本国政府に対して、下記の方策を取ることを要望する。<br>郵便業務に関する規制当局は日本郵政公社から完全に切り離されかつ独立した機関であることを確保し、日本郵政公社あるいは公社の管轄下にあるどのような組織であれ、非競争的な方法で事業を展開しないことを確保するための十分な権限を持てるようにする。 |                | 日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行なわれなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間総合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国家企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットing」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から（民間企業と）同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米国政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。 |               |

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

| 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策)   | その他 | 管理コード    | 制度の所管官庁  | 項目      | 要望管理番号 | 要望事項管理番号 | 要望事項補助番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容   | 具体的事業の実施内容  | 要望理由 | その他(特記事項) |
|-------|-------|-------|-------|--|-----|----------|----------|---------|--------|----------|----------|-------|--------|-----------|---|---|------|-----------|
|       |       |       |       | 郵政民営化については、「郵政民営化の基本方針」が去る9月10日に閣議決定されたところであり、今後、郵政民営化準備室において、この「基本方針」に基づき、更に詳細な制度設計を行い、法律案を2005年の通常国会に提出することとしている。<br>「郵政民営化の基本方針」は、民間企業との対等な競争条件や民間企業と同様の納税義務等を通じた民間とのイコールフットリングの確保を郵政民営化に当たっての基本的視点の一つとして掲げる一方、民営化後の郵便事業会社については、「引き続き郵便のユニバーサルサービスの提供義務を課す」とともに、「ユニバーサルサービスの維持のために必要な場合には、優遇措置を設ける」と規定している。今後、郵政事業に対する規制当局とその権限や、郵便のユニバーサルサービスの維持に必要な優遇措置の検討に当たっては、他の民間事業者との公正な競争条件の確保に十分配慮することとしている。   |     | z2100025 | 内閣官房(郵政) | 非差別的な処遇 | 5122   | 51220148 | 11       | 米国    | 148    | 非差別的な処遇   | 日本郵政公社と宅配便業者間の公正な競争を促進するため、米国政府は日本国政府に対して、下記の方策を取ることを要望する。<br>税金や他の料金免除など競争条件を変更するような特別な便益や、物品の運送に関して政府機関による特別な取り扱いや、開業業務にかかるコストの免除などが、政府政策により競争サービスのあるひとつの提供者のみに与えられないことを必要に応じて確保する。   | 日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行なわれなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間競合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国家企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットリング」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から(民間企業と)同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米国政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。 |      |           |
|       |       |       |       | 郵政民営化については、「郵政民営化の基本方針」が去る9月10日に閣議決定されたところであり、今後、郵政民営化準備室において、この「基本方針」に基づき、更に詳細な制度設計を行い、法律案を2005年の通常国会に提出することとしている。<br>「郵政民営化の基本方針」は、民間企業との対等な競争条件や民間企業と同様の納税義務等を通じた民間とのイコールフットリングの確保を郵政民営化に当たっての基本的視点の一つとして掲げる一方、民営化後の郵便事業会社については、「引き続き郵便のユニバーサルサービスの提供義務を課す」とともに、「ユニバーサルサービスの維持のために必要な場合には、優遇措置を設ける」と規定している。内部相互補助に関しては、ご指摘のような問題が生じないよう、透明性を確保するため、現行の郵便法において、日本郵政公社に対し、通常郵便物、小包郵便物及び国際郵便の区分ごとに、その収支の状況を公表することを義務付けているところであり、民営化後の郵便事業会社に対しても、現行のような方式を継続する方向で、検討を進めることとしている。   |     | z2100026 | 内閣官房(郵政) | 相互補助    | 5122   | 51220149 | 11       | 米国    | 149    | 相互補助      | 日本郵政公社と宅配便業者間の公正な競争を促進するため、米国政府は日本国政府に対して、下記の方策を取ることを要望する。<br>競争サービス条件下で、全国一律サービスの提供から得られた収益を用い非競争的相互補助が行われることの防止監督をする。ひとつの監督方法は、日本郵政公社および全ての関連会社の会計が分離、独立でありかつ完全に透明性のあるものであることである。   | 日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行なわれなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間競合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国家企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットリング」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から(民間企業と)同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米国政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。 |      |           |
|       |       |       |       | 総務省及び郵政民営化準備室は、これまでも、時宜を得た形で、民間利害関係者に対して、要請に基づき、関係職員と意見交換を行うための有意義な機会を提供している。<br>具体的には、米財務省、米大使館、A(C)、JEAからの求めに応じ、個別に面談を行っている。<br>郵政民営化に関する有識者会議では、これまでの会合で、民間利害関係者から意見を聞いているところである。<br>パブリックコメント手続は、広く一般に適用される国の行政機関等の意思表示で、規制の設定又は改廃に係るものを対象とするものである。<br>郵政民営化法案については、国会において審議を経るものであり、パブリックコメント手続を経て策定することにはならない。<br>国会で成立した郵政民営化法に基づく(政省令等)については、民営化後の新会社という特定の者を対象とするものであり、広く一般に適用される国の行政機関等の意思表示ではないため、パブリックコメント手続を経て策定することにはならない。<br>なお、総務省及び郵政民営化準備室は、これまでも、時宜を得た形で、民間利害関係者に対して、要請に基づき、関係職員と意見交換を行うための有意義な機会を提供しているところである。 |     | z2100027 | 内閣官房(郵政) | 透明性について | 5122   | 51220150 | 11       | 米国    | 150    | 透明性について   | 米国政府は、日本郵政公社の民営化の過程において、下記の方法により、透明性が継続的に確保されるよう求める。<br>日本郵政公社民営化の準備期および移行期において、民間の利害関係者(外資系を含む)の要請に基づき、民間企業に影響が及ぶ可能性のある論点について、総務省、郵政民営化準備室、金融庁を含む関係省庁の職員と意見交換をする有意義な機会が提供されるようにする。<br>日本政府が開催する委員会やそれら委員会の構成要素の中で、日本郵政公社民営化の準備期および移行期において民間企業に影響が及ぶ可能性のある論点について、民間の利害関係者(外資系を含む)が積極的にその議論に貢献する有意義な機会が提供されるようにする。<br>民営化に関する施行規則および省令等の準備も含めて、パブリックコメント手続が十分に利用され、また最終判断を行なうにあたり、そのコメントが考慮されるようにする。 | 日本郵政公社の民営化が日本経済へ最大限の経済的利益をもたらすためには、意欲的にかつ市場原理に基づいて行なわれなければならない。真に市場原理に基づいたアプローチというものは、様々な措置の中でも特に、日本郵政公社に付与されている民間競合社と比べた優遇面の全面的な撤廃を通して日本の保険、銀行、宅配便市場において歪められていない競争を確保することを含まなければならない。これらの優遇面は、米国家企業および日本企業の双方にとって同様に、長年の懸念となっている。経済財政諮問会議は、9月10日に発表した「郵政民営化の基本方針」において、「イコールフットリング」の確立および日本郵政公社と民間企業との間の「競争条件」の均等化の重要性を確認することにより、重要な一歩を踏み出した。経済財政諮問会議の報告書ではさらに、2007年の民営化開始当初から(民間企業と)同様に納税義務およびセーフティネットへの加入義務を負うことや、郵便保険および郵便貯金商品について政府保証を廃止するとの明確な措置を確認した。米国政府は、これらの具体的な提言を歓迎し、それが日本郵政公社の民営化のための法律に反映されるよう求める。 |      |           |